

氏名（本籍） 平塚 卓也
学位の種類 博士（体育科学）
学位記番号 博甲第 9912 号
学位授与年月 令和 3 年 3 月 25 日
学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科 人間総合科学研究科
学位論文題目 1949 年の文部省体育局廃止の歴史的過程に関する研究

主査	筑波大学教授	博士（体育科学）	齋藤 健司
副査	筑波大学教授	博士（人間科学）	真田 久
副査	筑波大学教授	博士（体育科学）	深澤 浩洋
副査	東京学芸大学教授	博士（体育科学）	鈴木 明哲

論文の内容の要旨

平塚卓也氏の博士學位論文は、1949 年の文部省体育局廃止の歴史的過程を明らかにするとともに、日本の戦後改革期における体育行政の形成過程を明らかにしたものである。その要旨は以下のとおりである。

著者は、まず日本の体育・スポーツ行政の歴史的な変化の過程の中で戦後改革期(1945 年から 1949 年)に体育行政組織が形成されたことを問題提起し、特に 1949 年の文部省設置法によって体育局が廃止されるまでの議論の過程を分析することで戦後の体育行政がどのように形成されたのかを明らかにすることを研究の目的としている。また、著者は、1949 年の体育局廃止の過程について政策段階論の方法を用いて政策段階ごとに関連する事実を実証するとともに、利益、制度及びアイデアの視点から体育行政の政策形成過程を分析している。

第 1 章では、日本における体育・スポーツ行政に関する歴史的変化について、行政組織を中心に、行政における体育・スポーツの所管、体育・スポーツに関する行政組織の改組、体育・スポーツに関する所掌事務、法令における体育・スポーツの規定等の変化を考察し、日本の体育・スポーツ行政の歴史における戦後改革期の位置づけを考察している。また、戦後改革期に体育関係の所掌事務として、社会体育、学校体育、保健衛生、学校給食が文部省の管轄となり、体育局は廃止されるが文部省を主務官庁とした一省体制による総合的な体育行政組織の基盤が形成されたことを明らかにしている。

第 2 章では、文部省体育局の廃止に関連する文部省設置法案の立案の背景について、主に文部省機構改革が政策課題として設定されたことを明らかにしている。また、この時期に実施された教育行政改革、行政改革及び体育・スポーツ行政改革が文部省機構改革や体育局廃止に与えた影響や関係する各アクターの行動を考察し、文部省設置法案の立案の背景を明らかにしている。

第 3 章では、文部省設置法案の立案過程における体育局に関する議論及び関連する政策案の検討の経緯を明らかにしている。また、この立案過程に関与した文部省、文部省体育局、民間情報教育局(CIE)、教育刷新委員会、保健体育関係団体、文部大臣、CIE 及び文部省等の担当官吏、政治家な

どのアクターの考えやアクター間の関係を考察し、それらの政策への影響を明らかにしている。

第4章では、文部省体育局廃止の政策過程における体育行政に関する議論について、特に文部省体育局の体育行政論と国会審議過程における体育局に関する議論に分けて明らかにしている。特に体育局長であった東俊郎や文部大臣であった森戸辰男が総合的な体育行政の必要性を主張していたことやその体育行政論の内容を明らかにしている。

結章では、以上の研究の結果を総括し、1949年の文部省体育局廃止の歴史的過程を総合的に考察している。特に体育局の廃止に関しては、制度的な背景として、行政改革の基本方針に基づく中央行政組織の部局数制限やCIEによる教育の対象機関別の組織編成論の影響があったことを明らかにしている。また、文部省、特に体育局が体育局設置の方針の意向を1948年9月7日の文部省設置法案の策定の前まで堅持し、占領政策を進めていたCIEの政策方針と対立し、折衝を続けていたことを明らかにしている。体育行政に関しては、文部省体育局が自らの存続の正当性を主張するために独自の総合的で体系的な体育行政論を構築し、総合的行政機関として体育局を設置する必要性を主張していたことを明らかにしている。また、著者は、体育局は最終的に廃止されるが、体育・スポーツ行政の所掌事務が文部省内ですべて管轄されたこと、保健体育関係者の要望もあり体育局の代わりとなる行政組織として保健体育審議会が設置され、体育行政の一省体制が維持されたことを指摘し、体育局が廃止される戦後改革期に戦後日本の体育行政に関する所掌事務や考えがこの時形成され、1950年代以降の体育局の再設置や体育行政の展開に歴史的に連続していくものであることを明らかにしている。

審査の結果の要旨

(批評)

これまでの先行研究では、占領下のCIE側の意向によって体育局の廃止が政策決定されたとする側面が主に指摘されてきたが、これに対して、平塚卓也氏の博士学位論文は、新たな一次史料を発掘し、文部省側が体育局存続を主張し続けていた過程を初めて実証し、文部省側とCIE側の両者の相互の関係による政策決定過程を明らかにしたことが高く評価される。また、著者は、体育局廃止の過程を体育行政組織の一時的な断絶として捉えるのではなく、体育局廃止を巡る議論を通じて戦後改革期に日本の体育行政組織の基礎となるアイデアや制度が形成された過程として体育局廃止の過程を捉えなおし、新たな独自の歴史認識を明らかにしたことが高く評価される。さらに、著者が政策学の方法を用いて戦後改革期の体育行政の政策形成過程を明らかにし、戦後日本の体育・スポーツ行政組織の歴史的な形成における戦後改革期の新たな位置づけを示したことは、体育や体育行政の歴史に新たな知見を提供するものであり、今後の体育科学研究の発展に貢献する基盤となる研究として高く評価される。

令和3年1月27日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（体育科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。